

広島県立歴史博物館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十七年四月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

**広島県規則第四十号**

広島県立歴史博物館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

広島県立歴史博物館設置条例の一部を改正する条例（平成二十七年広島県条例第二十一号

）の施行期日は、平成二十七年五月一日とする。